

# インフォメーション

## ■軽減税率対策セミナー

### 群馬県中央会

本会では、軽減税率制度の再確認をはじめ、消費税増税及び軽減税率導入に伴う組合特有の会計処理や実務対応のポイントについて解説するセミナーを開催します。

**日時** 令和元年11月19日(火)  
**場所** ホテル1-2-3

前橋マキユリ  
3階「青風の間」  
(前橋市大友町3-24-1)

**時間** 午後2時～

午後4時30分

**定員** 70名

(定員になり次第締切)

**費用** 無料

**締切** 令和元年11月8日(金)

**備考** 当日は電卓持参のこと

※詳細は、本会業務課まで。

## ■ぐんま外国人総合相談ワンス トップセンター開設のお知らせ

### 群馬県

県では、県内に住む外国人の方  
に、在留手続き、雇用、医療、福祉、  
出産・子育て・子どもの教育等の  
相談ごとが生じた場合に、適切な  
情報や相談場所に迅速に到達する  
ことができるよう、多言語で相談

に応じる「ぐんま外国人総合相談ワ  
ンストップセンター」を開設しまし  
た。

**場所** 県庁昭和庁舎1階

前橋市大手町1-1-1

**時間** 午前9時～午後5時

**TEL** 027-2289-8275

**相談員を配置している対応言語**

英語、ポルトガル語、ベトナム語、  
中国語、スペイン語

(その他の言語にも翻訳機にて対応)

※詳細は、群馬県企画部外国人活  
躍推進課まで。

**TEL** 027-226-3394

## ■群馬県の最低賃金改正について

### 群馬労働局

群馬県最低賃金(地域別最低賃  
金)は、時間額809円から835  
円に改正され、令和元年10月6日  
に発効します。

最低賃金の対象となる賃金には、  
臨時または1月を超える期間ごと  
に支払われる賃金、時間外・休日・

深夜労働の割増賃金、精皆勤手当  
通勤手当及び家族手当は算入され  
ません。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事  
業場で働くすべての労働者とその  
使用者に適用されます。また、特

定の製造業については、群馬県最  
低賃金より時間額が高い特定(産業  
別)最低賃金が定められています。

必ずチェック最低賃金  
使用者も 労働者も

群馬県最低賃金は

時間額 **835** 円に

令和元年10月6日より改正

※詳細は、

群馬労働局労働基準部賃金室

(TEL 027-896-4737)

または、県内の労働基準監督署  
へお問い合わせいただくか、群  
馬労働局HPをご覧ください。

## 商工中金金融相談所スケジュール

### ◆前橋支店

・午前10時～午後3時

### ◆太田商工会議所

10月16日

・午後1時～午後2時

## 編集 後記

◆今月号の「めいどin群馬」では、  
製造・販売・レンタルから検査・  
校正や修理・点検といったアフター  
フォローまで「はかり」のトータル  
サービスを提供している平和衛機株  
式会社をご紹介しました。今回、お  
話を伺うため同社を訪問した際、事  
務所の入口に置かれていたのが記事  
内にある写真の「台はかり」です。

◆この「台はかり」を見た時、ふと  
懐かしい気持ちになりました。とい  
うのも私事で恐縮ですが、実家が生  
糸の小売・卸業を営んでいた関係で、  
同じような「はかり」があったから  
です。100kgくらいまで量ることが  
できたかと思いますが、自分が小さ  
い頃、何故これで重さを量ることが  
できるのか不思議で、おもりとな  
る「分銅」や「はかり」をいじって  
遊んだり、見よう見まねで重さを量  
たりしていたことを思い出しました。

◆さて、身近な「はかり」ことの一  
つといえば郵便や宅配便の重さを量  
ることでしょうか?10月1日から消  
費税率が8%から10%へ引き上げら  
れたのに伴い、郵便料金が改定され  
ました。通常はがきが「62円」か  
ら「63円」、定形郵便物25gまでが  
「82円」から「84円」に、50gまで  
が「92円」から「94円」に、この他  
定形外郵便物においても区分によっ  
て料金が改定されています。お間違  
いのないようにご注意ください。  
◆また、消費税増税と同時に軽減税  
率制度が導入されました。大手牛丼  
チェーンなどでは、店内飲食とテイ  
クアウトでの対応が各社で違うよう  
です。非常に分かりにくいと感じて  
しまうのは否めません。慣れるまで  
時間がかかりそうです…。

(K・H)